

取手市立市民会館及び福祉会館の指定管理に関する サウンディング型市場調査 実施要領

市民会館は、1,000 人収容可能な大ホールを備え、福祉会館は、講座室、レクリエーション室、和室、小ホールなどを備えた、文化芸術・社会教育の拠点施設です。

令和7年度以降に指定管理者公募へ移行することを検討しています。受託者側の視点から幅広いご意見をいただき、より効率的な運営・市民サービスの向上を目指すためサウンディング型市場調査を実施します。あわせて、本サウンディングでは、施設が抱える課題についてもご意見を募集します。

1. サウンディング(対話)の概要及び申込方法

● サウンディングの実施方法

日時	令和7年1月15日から1月29日まで
会場	取手市役所議会棟 委員会室
対象者	本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
実施方法	直接対話(1グループあたり1時間程度)

※アイデア及びノウハウの保護のため対話は個別に実施します。

※希望により、オンライン(Zoomを予定)での対話も可能です。

● サウンディング参加申込

エントリーシート(様式1)を記入し、令和7年1月10日17時までにメールにて送付してください。

申込先:art@city.toride.ibaraki.jp

● 現地見学会

日時	12月17日午前9時30分から
会場	取手市立福祉会館
実施方法	申し込まれた方で同時に実施します。

現地見学会参加申込

現地見学会参加申込書(様式2)を記入し、12月13日17時までにメールにて送付してください。申込先:art@city.toride.ibaraki.jp

● 本調査のスケジュール

実施要領及び参考資料の公表	令和6年11月28日
図面確認及び質疑の受付	令和6年12月24日まで
参加申込み、エントリーシートの提出	令和7年1月10日まで
対話(ヒアリング)日程	令和7年1月29日まで
本調査結果の公表	令和7年2月下旬(予定)

2. 対象施設の基本情報

名称	取手市立市民会館
所在地	茨城県取手市東 1-1-5
竣工年度	昭和 47 年度
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造 3,004 ㎡
営業時間	午前 9 時から午後 9 時まで (受け付けは午前 8 時 30 分から午後 5 時)
休館日	月曜日(祝日の場合は次の平日) 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
主な諸室	ホール【固定席 995 席 車いす席 5 席】 親子室【定員 10 人】 舞台【間口 16.42m 奥行 10.5m】 楽屋 101 号室【15 ㎡】 楽屋 201 号室【31 ㎡】 楽屋 202 号室【10 ㎡】 楽屋 203 号室【42 ㎡】
現況	令和 5 年度の総公演回数 470 回、総入場者数延べ 50,237 人 (典拠:統計とりで令和 6 年版)   
ホームページ	https://toridebunka.com (専用サイト) https://www.city.toride.ibaraki.jp/art/shisetsu/001.html (取手市 HP 内市民会館ページ)

改修状況や、稼働状況については参考資料1をご確認ください。

名称	取手市立福祉会館
所在地	茨城県取手市東 1-1-5
竣工年度	昭和 45 年度
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造 3 階建て 3,226 ㎡ (福祉会館 2,120 ㎡、中央公民館 997 ㎡、取手支所 109 ㎡)
営業時間	午前 9 時から午後 9 時 受け付けは午前 8 時 30 分から午後 5 時
休館日	年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
主な諸室	1 階:レクリエーション室【191.71 ㎡】、鶴の間【54.56 ㎡】、亀の間【34.09 ㎡】、大広間【66.07 ㎡】 2 階:会議室 A【55.33 ㎡】、会議室 B1,B2【109.2 ㎡】、会議室 C【54.55 ㎡】、会議室 D【104.25 ㎡】、小ホール【105.54 ㎡】、料理室【53.37 ㎡】 3 階:講座室 A,B【253.4 ㎡】、講座室 C【119.45 ㎡】、和室 A,B【120.44 ㎡】、会議室 E【59.88 ㎡】
現況	令和 5 年度の利用団体数延べ 6,680 団体、利用回数 8,242 回、利用者数延べ 118,206 人(典拠:統計とりで令和 6 年版)   
ホームページ	https://toridebunka.com (専用サイト) https://www.city.toride.ibaraki.jp/art/shisetsu/002.html (取手市 HP 内福祉会館ページ)

改修状況や、稼働状況については参考資料1をご確認ください。

3. 取手市の考え方

現時点での市の考え方は以下のとおりです。これらを踏まえて、ご意見・ご提案をいただきたいと考えています。

① 運営手法

市民会館と福社会館は同敷地内に立地していることから、現在は一体的に運営しています。指定管理制度の導入に伴い、建設当初より管理を受託していた取手市文化事業団が指定管理を行っていますが、次期(令和 8 年度)から公募による指定管理への移行を検討しています。公募にあたっては、受託者のノウハウを最大限発揮していただけるよう、公募要項や管理運営基準を整備していきたいと考えています。また場合によっては、市民会館と福社会館のそれぞれで公募する可能性も、検討範囲に含められると考えており、柔軟なご意見をいただきたいと思います。

② 自主事業

取手市では、「アートのみち取手」を掲げ、多くの市民が文化活動の機会を持っていただけることに重点を置いています。事業者のノウハウを生かした講座やセミナー、近隣からの来市を期待できる魅力的な集客事業、取手市の厳しい財政状況を踏まえた収入確保のための自主事業について、ご意見を期待しています。

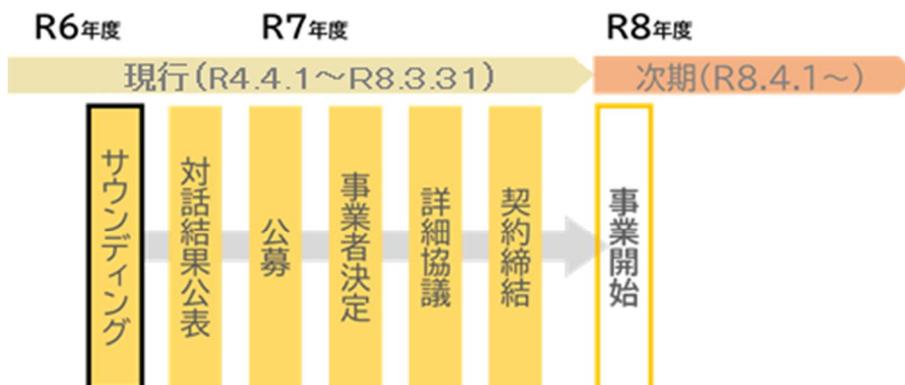
③ 施設が保有する機能の見直し、課題対応

建設当初から市民ニーズが変容していることなどにより、施設の機能に過不足が生じていることや機能を十分に引き出せていないことが考えられます。そこで、改修検討時期も近づいていることから、施設の課題に対応するとともに、指定管理者の視点から施設の維持すべき機能や将来像について、幅広くご意見をいただきたいと考えています。

④ 市民文化団体との連携

建設当時、施設の整備とともに、二つの市民文化団体の設立について取手市が後押しした経緯があり、密接な関係を築いています。この市民団体(取手市文化連盟・取手市吹奏楽団)の存続や文化活動が狭められないように、支援・連携を継続したいと考えています。

(参考)対話の位置づけと今後の事業予定



4. 対話の内容

対話において、特に伺いたい事項は以下のとおりです。可能な範囲でご意見・ご提案をお聞かせください。受託体制については、2 施設を異なる基準で公募する方法や、現行指定管理者である財団法人との共同運営など、あらゆる可能性を否定しません。幅広くご意見をいただければ幸いです。

管理運営に関すること

① 「アートのみち取手」を具体化する自主事業の方策について

取手市は、東京藝術大学取手校地の設置を機に、芸術による魅力あるまちづくりに取り組んでいます。舞台芸術をはじめ、音楽、美術などの各分野を対象とした、アートのまちと呼ばれるにふさわしい魅力ある自主事業の提案をお聞かせください。

② ①の手法における業務効果及びコストの削減について

魅力ある事業を展開することにより、市内外から観客を呼び込み、館の運営費のコスト削減につながることを期待しています。プランをお聞かせください。

③ 受託体制について(1 社単独、JV、分割受託等)

参入するとすればどういった形態か、貸館業務が得意な企業と文化事業企画が得意な企業の JV などの可能性を考えています。また、妥当な指定期間についてもご意見をお聞かせください。

④ 事業費の見込み

③を踏まえ、総事業費の見積額をお聞かせください。金額規模の目安としますので、詳細な積算までは求めません。

⑤ 付加価値として提案可能な内容

その他、会館の価値が上がる提案があればお聞かせください。

⑥ 公募要項や管理運営基準の整備及び指定管理協定書等において、事業者ノウハウを発揮するために留意すべき事項

公募要項作成にあたり、受託者がノウハウを発揮するために、特に留意・記述しておくことが良いものがあればお聞かせください。

これら以外にも、課題や、公募に関すること、配慮を望むことがあればご意見をお願いします。

5. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本調査協力に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権はそれぞれ参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提供資料を使用することはありません。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(5) 特許権など

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加者が負うものとしてします。

(6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングに参加することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 取手市暴力団排除条例(平成 24 年3月 28 日条例第 2 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者
- ⑤ 市税を滞納している者

6. 担当及び連絡先

課・担当	政策推進部 文化芸術課 (担当:矢部・吉田)
所在地	〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地 取手市役所本庁舎 2 階
電話番号	0297-74-2141
E-mail	art@city.toride.ibaraki.jp

